

議案第1号

第27回参議院議員通常選挙の事務処理要領について

第27回参議院議員通常選挙事務処理要領を、次のとおり定めるものとする。

令和7（2025）年4月23日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

別紙のとおり

## 第 27 回参議院議員通常選挙事務処理要領

第 27 回参議院議員通常選挙の事務については、この要領の定めるところにより処理するものとする。

### 1 事務処理の機構

栃木県選挙管理委員会規程第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、県の選挙管理委員会の分室を置くものとし、その組織及び所掌事務は、別記 1 「栃木県選挙管理委員会分室の組織及び事務処理要領」によるものとする。

### 2 本庁において処理する事務

(1) 本庁において処理する事務及び担当者は、別記 2 「第 27 回参議院議員通常選挙事務分担表」によるものとする。

ただし、選挙の当日及び翌日において処理すべき事務については、委員長が別に定めるものとする。

(2) 事務処理の日程は、別記 3 「第 27 回参議院議員通常選挙執行日程表」によるものとする。

なお、選挙期日が変更になった場合は、当該期日に応じて適宜変更することとする。

### 3 知事部局に対する協力要請

分室の設置その他事務執行上、知事部局の職員を相当数必要とするので、地方自治法第 180 条の 3 の規定により知事と協議し、知事部局の職員を選挙事務に従事させるよう措置するものとする。

別記 1

栃木県選挙管理委員会分室の組織及び事務処理要領

- 1 栃木県選挙管理委員会分室（以下「分室」という。）の名称、位置及び管轄区域は、次によるものとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
河内分室	宇 都 宮 市	宇都宮市、河内郡
上都賀分室	鹿 沼 市	鹿沼市、日光市
芳賀分室	真 岡 市	真岡市、芳賀郡
下都賀分室	栃 木 市	栃木市、小山市、下野市、下都賀郡
塩谷分室	矢 板 市	矢板市、さくら市、塩谷郡
那須分室	大 田 原 市	大田原市、那須塩原市、那須郡那須町
烏山分室	那須烏山市	那須烏山市、那須郡那珂川町
佐野分室	佐 野 市	佐野市
足利分室	足 利 市	足利市

- 2 分室における事務処理は、次によるものとする。

- (1) 分室に、分室長及び室員を置く。

分室長は、当該分室が位置する市に所在する県税事務所長、健康福祉センター所長又は土木事務所長の職にある者をもって充てるものとする。

- (2) 分室長は、県の選挙管理委員会の委員長（以下「県委員長」という。）の命を受け、室員を指揮して分室に属する事務を処理するものとする。

- (3) 分室において処理する事務は、県委員長が特に指示する事項のほか、市町選挙管理委員会との連絡に関するものとする。

第27回参議院議員通常選挙事務分担表

分 担 事 務		担 当 者
項 目	事 務 内 容	
1 総 括	補 佐	山口書記長 大根田書記長代理
2 一 般 庶 務	(1) 一般庶務 (2) 知事部局に対する事務援助要請 (3) 関係機関に対する協力依頼 (4) 選挙管理委員会の庶務に関する事務 (5) 選挙用資材の調達（発注手続を含む。） (6) 駐車場の手配 (7) その他	田口書記 後藤書記 渡辺書記 吉澤書記 一杉書記
3 市 町 選 挙 管 理 委 員 会、 選 挙 長 及 び 分 室 長 の 指 導	(1) 指導一般 (2) 告示等の指導及び処理 (3) 投票及び開票事務の指導 (4) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の事務に関する指導 (5) ポスター掲示場に関する指導 （減少協議の処理を含む。） (6) 投票所開閉時刻の繰上げ又は繰下げに関する届出の処理 (7) 選挙公報の新聞折込みに係る届出の処理	吉澤書記 店網書記 店網書記 大塚書記 茂呂書記 大塚書記 中新井書記
4 諸 告 示 等	(1) 法令、規程等に基づく県選挙管理委員会の告示一般 (2) 選挙長及び選挙分会長からの依頼に基づく告示の県公報への掲載 (3) 選挙運動に関する支出金額の制限額の算出	店網書記 茂呂書記
5 立候補届出等 に関する処理	(1) 立候補届出の受付（告示、通知、資格照会、総務省に対する報告及び候補者の連絡場所の確認）及び辞退届出等の処理 (2) 立候補者に対する諸証明書、標旗、印刷物等の交付 (3) 立候補届出受理番号の市町選挙管理委員会に対する連絡 (4) 選挙事務所の設置及び異動届の処理 (5) 立候補予定者に対する説明会の開催 (6) 立候補届出書の事前審査 (7) 比例代表選挙に関する通知等の処理	別に定めるところによる 茂呂書記 店網書記 吉澤書記 大塚書記 店網書記 黒後書記 茂呂書記 中新井書記 中新井書記

分 担 事 務		担 当 者
項 目	事 務 内 容	
6 諸印刷物等の作成	(1) 印刷物及び資材の調達 (2) 印刷物等の管理	別に定めるところによる 茂呂書記
7 印刷物等の輸送	(1) 印刷物及び資材等輸送計画の樹立 (2) 各市町選挙管理委員会に配布する各種印刷物の区分、梱包及び送致（投票用紙、投票用封筒及び仮投票用封筒並びに選挙公報の区分及び梱包を除く。） (3) 上記に関する市町選挙管理委員会からの受領書の処理	玉田書記 薄根書記 大関書記 和久書記
8 個人演説会等に関する事項	(1) 公営施設の指定の告示 (2) 個人演説会等に係る市町選挙管理委員会に対する助言	中新井書記
9 選挙区選出議員選挙公報の発行	(1) 選挙公報発行計画の樹立 (2) 入札仕様書の作成及び契約業者との打合せ (3) 選挙公報掲載文原稿用紙及び記載例見本の作成 (4) 選挙公報掲載文原稿等の事前審査 (5) 選挙公報掲載申請書等の受理 (6) 選挙公報掲載順序の抽せん (7) 選挙公報の印刷、区分及び梱包の立会 (8) 指定病院等に対する選挙公報の発送	平野書記 荒井書記 西村書記 上野書記 吉川書記 戸坂書記 中野書記 福崎書記 青木書記 谷田書記 直井書記
10 比例代表選出議員選挙公報の発行	(1) 選挙公報発行計画の樹立 (2) 入札仕様書の作成及び契約業者との打合せ (3) 選挙公報掲載文原稿の受領（中央選挙管理会） (4) 選挙公報掲載順序の抽せん (5) 選挙公報の印刷、区分及び梱包の立会 (6) 指定病院等に対する選挙公報の発送	
11 政見放送及び経歴放送に関する事項	(1) 政見放送を行う一般放送事業者等の告示 (2) 政見放送についての放送局との打合せ、協議及び連絡 (3) 政見放送日時の決定抽せん及びこれに関する通知 (4) 政見放送等についての候補者との連絡 (5) 政見放送のための録音又は録画の公営に関する事務 (6) その他政見放送に関する事務 (7) 政見放送所要経費の支払に関する事務	店網書記 平野書記 店網書記  平野書記 荒井書記 西村書記 上野書記 吉川書記 戸坂書記 中野書記 福崎書記 青木書記 谷田書記 直井書記

分 担 事 務		担 当 者
項 目	事 務 内 容	
12 選挙公営(8~11を除く)に関する事項	(1) 新聞広告掲載承諾通知書の受理 (2) 選挙運動用無料葉書に関する事務 (3) 無料乗車券に関する事務 (4) 選挙運動用自動車の使用に関する事務 (5) 選挙運動用ビラの作成に関する事務 (6) 選挙運動用ポスターの作成に関する事務 (7) 選挙運動用通常葉書の作成に関する事務 (8) 選挙事務所の立札及び看板の類の作成に関する事務 (9) 選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成に関する事務 (10) 個人演説会場の立札及び看板の類の作成に関する事務 (11) (1)～(10)に係る経費の支出 (12) 点字候補者名簿の作成に関する事務	中新井書記  平野書記 荒井書記 西村書記 上野書記 吉川書記 戸坂書記 中野書記 福崎書記 青木書記 谷田書記 直井書記  大塚書記
13 選挙運動に関する事項	(1) 違反文書図画の撤去に関する命令及び通報 (2) 選挙事務所の閉鎖に関する命令 (3) その他選挙運動違反に関する措置 (4) 選挙運動用公給物件の紛失等の処理	中新井書記 黒後書記  中新井書記
14 推薦団体の選挙運動に関する事項	(1) 推薦団体の確認書の交付申請の受理及び確認書の交付並びに通知(総務大臣) (2) 推薦演説会周知用ポスター検印票の交付及び検印の処理 (3) その他推薦団体の選挙運動に関する事務	中新井書記 黒後書記
15 政治活動に関する事項	(1) 確認団体に関する通知の処理 (2) 政談演説会開催届出の処理 (3) 政談演説会告知用立札等の証の交付 (4) 確認団体のビラ及び機関紙誌に関する通知の処理 (5) 政党に対する説明会の開催及び資料の作成 (6) その他政治活動に関する事務	中新井書記 黒後書記
16 比例代表選出議員選挙の政党等の名称等の掲示に関する事項	(1) 掲示に関する市町選挙管理委員会の指導 (2) 掲示の掲載順序の抽せん (3) 掲示表(期日前投票用)の作成及び送信・送付 (4) 掲示表(当日投票用)の作成 (5) その他(比)政党等の名称等の掲示に関する事務	大塚書記 中新井書記 玉田書記 薄根書記 大関書記 和久書記  中新井書記 大塚書記

分 担 事 務		担 当 者
項 目	事 務 内 容	
17 指定病院等の 指 導 連 絡	(1) 指定病院等の指導連絡 (2) 指定病院等に対する説明会の開催 (3) 不在者投票特別経費の支出	茂呂書記
18 選 挙 会 に 関 する 事 項	(1) 選挙立会人の届出の受理、抽せん、決定通知、 選任及び選任通知 (2) 選挙録、選挙長発言要領等の作成 (3) 選挙会場の準備 (4) 選挙長及び選挙立会人の報酬等の支給 (5) 当選の告知及び当選証書の付与 (6) 当選人の告示	店網書記
19 選 挙 分 会 に 関 する 事 項	(1) 選挙分会立会人の届出の受理、抽せん、決定通 知、選任及び選任通知 (2) 選挙分会録、選挙分会長発言要領等の作成 (3) 選挙分会場の準備 (4) 選挙分会長及び選挙分会立会人の報酬等の支給	大塚書記
20 出 納 責 任 者 及 び 収 支 報 告 書 等 の 処 理	(1) 出納責任者の選任届及び異動届等の処理 (2) 出納責任者の指導連絡 (3) 選挙運動のために使用する事務員等届出の処理 (4) 収支報告書の受理  (5) 収支報告書の要旨の公表	中新井書記  吉澤書記 大塚書記 店網書記 黒後書記 茂呂書記 中新井書記 中新井書記
21 明 る い 選 挙 推 進 運 動 の 実 施	(1) 明るい選挙推進運動実施計画の樹立（臨時啓発 事業） (2) 臨時啓発事業の実施 (3) 啓発用印刷物及び資材の作成  (4) 選挙をきれいにする国民運動栃木県本部の開催 等に関する事務	黒後書記 川嶋書記 黒川書記 赤羽書記 浅井書記 穂本書記  黒後書記
22 投 票 用 紙 等 の 作 成	(1) 投票用紙、投票用封筒（内封筒及び外封筒）及 び仮投票用封筒の印刷、点検、区分及び包装計画 の樹立 (2) 投票用紙等の印刷、点検、区分及び包装等の立 会	田口書記 後藤書記 渡辺書記 吉澤書記 一杉書記

分 担 事 務		担 当 者
項 目	事 務 内 容	
23 投 開 票 集 計 事 務 の 電 算 処 理	(1) 投・開票速報オンラインシステムに関する事項 (2) テストランに関する事項 (3) その他電算処理に関し必要な事務	黒後書記 大塚書記
24 速報関係及び 報道機関との 連絡	(1) 投票及び開票結果の総務省への速報 (2) 選挙結果の速報に関する事務（速報要領の作成 及び市町選挙管理委員会の指導連絡を含む。） (3) 選挙結果の速報に関する報道機関との連絡調整 （選挙結果公表要領の作成を含む。） (4) その他速報及び報道に関する事務	中新井書記 茂呂書記 黒後書記 大塚書記
25 選挙管理委員 会 関 係 の 事 項	(1) 選挙管理委員会の開催に関する事務 (2) 選挙管理委員との連絡 (3) 選挙事務開始の依頼状及び終了の礼状の発送 (4) 選挙事務従事の協議に関する事務 (5) その他選挙管理委員会に関する事務	大塚書記 大塚書記 田口書記 大塚書記
26 明 る い 選 挙 推 進 協 議 会 に 関 する 事 項	(1) 明るい選挙推進協議会の開催等に関する事務 (2) 明るい選挙推進協議会委員との連絡 (3) その他明るい選挙推進協議会に関する事務	黒後書記
27 選挙執行経費 に 関 する 事 項	(1) 選挙執行経費の基数積算及び総務省報告 (2) 選挙執行経費の市町交付（臨時啓発費を含む。） (3) 選挙執行経費の精算	大塚書記 渡辺書記
28 選挙結果資料 の 作 成 等 に 関 する 事 項	(1) 投・開票結果報告の受理 (2) 選挙結果の市町選挙管理委員会への照会及び集 計並びに総務省への報告 (3) 投・開票結果資料集の作成 (4) 選挙の記録の作成 (5) 年齢別投票者数調査	黒後書記 中新井書記 黒後書記 店網書記 黒後書記
29 供託証明書の 返 還 等 に 係 る 事 項	(1) 供託証明書の返還 (2) 供託金の国庫納入	店網書記

(備考) 選挙の当日及び翌日において処理すべき事務その他特に必要のある事務の分担については、別に定める。

## 第27回参議院議員通常選挙執行日程表

〔想定 7月3日公示・7月20日投開票〕

日次	月	日	曜	事 務 内 容	備考
-48 (-31)	6	2	月	政党代表者説明会〔13:30 本館6階大会議室2〕	委員長
-46 (-29)	6	4	水	市町選挙管理委員会書記長等会議〔13:30 本館6階大会議室2〕	(記) (委員長)
-38 (-21)	6	12	木	立候補予定者説明会〔13:30 本館6階大会議室2〕	記 委員長
				投開票速報システム・アクセステスト	
-34 (-17)	6	16	月	選挙をきれいにする国民運動県本部会議本部長声明発表 〔13:30 県政記者クラブ資料提供〕	記
-32 (-15)	6	18	水	報道関係支局長等会議〔10:00 本館6階大会議室2〕	委員長
				選挙管理委員会〔14:00 委員会室〕	記 委員全員
-27 (-10)	6	23	月	候補者交付物資整備完了〔14:00 委員会室〕	記
-25 (-8)	6	25	水	(選) 立候補届出書等事前審査〔9:00 委員会室〕	記
-18 (-1)	7	2	水	委員長談話〔13:30 県政記者クラブ資料提供〕	記
				選挙人名簿、在外選挙人名簿登録者数速報受信、集計、公表	記
				立候補届出受付事務打合せ、会場準備、リハーサル〔15:00 本館6階 大会議室2〕	記
-17 (0)	7	3	木	【公示日】	
				立候補届出受付〔8:30 本館6階大会議室2〕	記 選挙長
				(選) 各候補者の政見放送日時の決定抽選及び抽選結果の通知 〔19:30 本館9階会議室2〕	記
-16 (+1)	7	4	金	点字による候補者(政党等)名簿作成開始	
				(選) 選挙公報掲載申請締切〔17:00〕	
				(選) 選挙公報掲載順序の抽選〔18:00 本館9階会議室2〕	
				(比) 選挙公報掲載順序の抽選〔19:00 本館9階会議室2〕	
-13 (+4)	7	7	月	(比) 選挙公報原稿受領〔10:00 総務省〕	
				期日前投票者数の公表①	記
-11 (+6)	7	9	水	県政記者クラブとの打合せ〔10:00 本館9階会議室3〕	
-10 (+7)	7	10	木	投開票速報システムテスト②(県一市町)	
-9 (+8)	7	11	金	県明るい選挙推進協議会長談話の発表 〔13:30 県政記者クラブ資料提供〕	記
-6 (+11)	7	14	月	期日前投票者数の公表②	記
-5 (+12)	7	15	火		
-4 (+13)	7	16	水	選挙管理委員会〔10:00 本館6階会議室2〕	記 委員全員
-3 (+14)	7	17	木	選挙当日事務打合せ会〔11:00 市町村課〕	
				投開票速報総合リハーサル	記
				期日前投票者数の公表③	記
-2 (+15)	7	18	金		
-1 (+16)	7	19	土	選挙当日事務準備完了	
				期日前投票者数の公表④	記
0 (+17)	7	20	日	【投票日】	
				投開票結果速報の受信、集計及び公表	記
				総務省速報	
+1	7	21	月	投開票結果文書報告受理打合せ〔14:00 委員会室〕<海の日>	
+2	7	22	火	投開票結果文書報告受理〔9:30-11:30 市町村課〕	
+3	7	23	水	(選) 選挙会、当選証書付与〔10:30 本館6階大会議室2〕	記 選挙長
				(選) 当選人の告示	
				(比) 選挙分会〔11:00 本館6階大会議室2〕	

凡例 (選): 参議院栃木県選出議員選挙

(比): 参議院比例代表選出議員選挙

記: 県政記者クラブ発表(資料提供)

## 議案第2号

第27回参議院議員通常選挙（栃木県選出議員選挙）におけるポスター掲示場の  
区画数について

第27回参議院議員通常選挙（栃木県選出議員選挙）において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により市町の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場の区画数は、8区画とする。

令和7（2025）年4月23日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

第27回参議院議員通常選挙（栃木県選出議員選挙）における  
ポスター掲示場の区画数について

○ 立候補の動き

（令和7（2025）年4月23日現在）

No.	立候補予定者 (50音順)	所属政党	新現元	備考
1	板津 由華	立憲民主党	新	
2	大森 紀明	参政党	新	
3	高橋 克法	自民党	現	

※共産党及び国民民主党が候補者擁立を模索中

○ 今回のポスター掲示場区画数（案） 8区画

〔参考〕過去のポスター掲示場区画数

	区画数	候補者数
令和4年	8区画	6人
令和元年	6区画	3人
平成28年	6区画	3人
平成25年	8区画	5人
平成22年	6区画	3人

### 議案第3号

不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定の取消しについて

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定及び指定の取消しをするものとする。

令和7（2025）年4月23日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金田 尊 男

〈指定〉

種 類	名 称	所 在 地
介護医療院	医療法人北斗会 宇都宮介護医療院	宇都宮市平出町401

（施設概要は別添資料のとおり）

〈指定の取消し〉

名 称	所 在 地	県 委 員 会 に お け る 施 設 指 定 日	指 定 の 告 示 日
医療法人英静会 森病院	日光市今市674	昭和43（1968）年5月4日	昭和43（1968）年5月10日
医療法人栄仁会 川上病院	日光市並木町2-5	昭和43（1968）年5月4日	昭和43（1968）年5月10日

〈指定の取消しの理由〉

名 称	指 定 の 取 消 し の 理 由
医療法人英静会 森病院	病院を廃止したため。
医療法人栄仁会 川上病院	病院を廃止したため。

調 査 年 月 日	令和 7 (2025) 年 4 月 17 日															
施 設 名 (ふりがな)	(うつのみやかいごいりょういん) 宇都宮介護医療院															
所 在 地	(〒 321 - 0901 ) 宇都宮市平出町401 (電話 028-661-1165 )															
開 設 者	医療法人北斗会															
施設の長の職氏名	職名 医師	氏 名 向田 直史														
同職務代理者の職氏名	職名	氏 名														
事 務 長	竹内 祐紀															
開 設 年 月 日	令和 5 (2023) 年 6 月 1 日															
定員等の数 (単位)	1 4 4 名															
入所 (院) 者の状況	<p>1 住所等</p> <p>① 18歳以上の者</p> <p>ア. 地元市町村内 94 名</p> <p>イ. 県内他市町村 47 名</p> <p>ウ. 県外 3 名</p> <p style="text-align: right;">計 144 名</p> <p>② 18歳未満の者 0 名</p> <p style="text-align: right;">合計 0 名</p> <p>2 心身 (歩行困難者、認知症や視力障害者等) 等の状況</p> <p>歩行困難者 144 名 (うち車いす利用者 144 名)</p> <p>視覚障害者 5 名 (うち点字利用者 0 名)</p> <p>認知症患者 68 名</p> <p>3 平均年齢及び平均入所期間</p> <p>平均年齢 87.2 歳</p> <p>平均入所期間 292日 程度</p> <p>4 施設全体において投票可能と思料される者 25 名</p>															
職 員 構 成	<p>1 日中の勤務人数</p> <p>平日 41 人、土日 27 人</p> <p>2 主な職種の人数、常勤・非常勤の別</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">施設の長 1 名</td> <td style="width: 50%;">事務長 1 名</td> </tr> <tr> <td>医師 3 名</td> <td>事務職 1 名</td> </tr> <tr> <td>(うち非常勤 3 名)</td> <td>(うち非常勤 0 名)</td> </tr> <tr> <td>看護職 34 名</td> <td>介護職 45 名</td> </tr> <tr> <td>(うち非常勤 16 名)</td> <td>(うち非常勤 8 名)</td> </tr> <tr> <td>その他 14 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;"><u>合 計 99 名</u></td> </tr> </table>		施設の長 1 名	事務長 1 名	医師 3 名	事務職 1 名	(うち非常勤 3 名)	(うち非常勤 0 名)	看護職 34 名	介護職 45 名	(うち非常勤 16 名)	(うち非常勤 8 名)	その他 14 名		<u>合 計 99 名</u>	
施設の長 1 名	事務長 1 名															
医師 3 名	事務職 1 名															
(うち非常勤 3 名)	(うち非常勤 0 名)															
看護職 34 名	介護職 45 名															
(うち非常勤 16 名)	(うち非常勤 8 名)															
その他 14 名																
<u>合 計 99 名</u>																
投票を記載する場所	1 階 ( 会議室 1 ) 46.49 m <sup>2</sup>															
指定を受ける意思	有															

## 不在者投票を行うことができる施設

R7(2025).4.23現在

施設類型	施設の設置根拠	指定区分	指定施設数	対象施設数 (注)	備考
病院		選管	155	182	
病院	医療法		96	107	
介護老人保健施設	介護保険法		55	63	
介護医療院	介護保険法		4	12	
老人ホーム		選管	199	400	
養護老人ホーム	老人福祉法第20条の4		8	10	
特別養護老人ホーム	老人福祉法第20条の5		164	237	
軽費老人ホーム	老人福祉法第20条の6		13	26	
有料老人ホーム	老人福祉法第29条		14	127	※指定施設数にはサービス付き高齢者向け住宅を含む。
原子爆弾被爆者養護ホーム		選管	0	0	
国立保養所		政令	0	0	
身体障害者支援施設		選管	9		公選法施行令50条において「専ら身体障害者を入所させる施設」との限定があり、名簿等による施設数と指定対象施設数が必ずしも一致しないため斜線を引いています。
身体障害者福祉施設	障害者総合支援法第5条		9		
福祉ホーム	障害者総合支援法第5条		0		
保護施設		選管	2	2	
救護施設	生活保護法第38条		2	2	
更正施設			0	0	
刑事施設		政令	5	5	
留置施設		政令	19	19	日光、大田原、矢板、那須烏山、茂木、那珂川警察署(留置施設閉鎖)を含む
少年院		政令	1	1	
少年鑑別所		政令	1	1	
婦人補導院		政令	0	0	
計			391	610	

(注) 病院・診療所名簿(令和6年4月1日現在)を参照

議案第4号

議決事項の一部変更について

令和6年10月27日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（栃木県第1区から第5区）に係る選挙無効請求事件の上告審に関する事項について、下記のとおり変更するものとする。

令和7(2025)年4月23日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金田 尊 男

記

変更後	変更前
<p>3 代理人の指定 本事件について引き続き当委員会を代理する者を次のとおり指定する。 指定代理人 選挙係長 吉澤 滋、書記 <u>店網 有哉</u></p>	<p>3 代理人の指定 本事件について引き続き当委員会を代理する者を次のとおり指定する。 指定代理人 選挙係長 吉澤 滋、係長 <u>松本 祥太郎</u></p>

## 第27回参議院議員通常選挙における臨時啓発事業実施計画（案）

栃木県選挙管理委員会

## I 趣 旨

来る7月20日に行われる見込みの第27回参議院議員通常選挙は、国の内外において課題が山積している中で、極めて重要な選挙である。

全ての有権者の参加のもとに、ルールを守った明るくきれいな選挙が行われるよう、市町選挙管理委員会、関係機関とともに、報道機関の協力も得て投票の呼びかけを中心とした啓発を行う。

特に、選挙期日（7月20日）が夏休み時期の三連休にあたることから、期日前投票の日時、場所の拡充と周知、呼びかけを重点的に展開する。

## II 実施事業

## 第1 県選挙管理委員会が行う事業

事業の種類と内容	実施時期	備考
1 候補者等への働きかけ		
候補者及び政党に対し、ルールの遵守と明るい選挙への協力を要請する。	7月3日(木)	公示日
2 各種広報媒体を活用した啓発		
(1) 県域メディアの活用 県域メディア（下野新聞、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビ）、地域ケーブルテレビ（宇都宮ケーブルテレビ、わたらせテレビ、栃木ケーブルテレビ、佐野ケーブルテレビ、鹿沼ケーブルテレビ、テレビ小山放送、塩原ケーブルテレビ協同組合、茂木町、真岡市、芳賀町、那珂川町ケーブルテレビ放送センター）に広告を掲載又はスポット広告を放送する。	7月3日(木) ～ 7月20日(日)	
(2) SNSの活用 各種サイト（YouTube、google、yahoo等）にターゲティング広告を配信する。		
(3) 民間事業者との連携・協力 ① とちぎ選挙啓発サポーター企業等（46団体）においてポスター掲示、チラシ配布、従業員や来場者への呼びかけ等各団体それぞれに取り組む。 ② 県内企業の協力を得て啓発を行う。 ・道の駅、スーパーマーケット、飲食店等集合施設にポスターを掲示 ・路線バスのフロントグリルへの広告幕を掲示 ・コンビニのレジ画面に広告を掲載 ・金融機関（足利銀行、栃木銀行）のディスプレイにスポット広告を表示		
(4) 高校、大学との連携 ① 大学コンソーシアムとちぎとの連携協定に基づき、各大学においてポスターの掲示、チラシの配布、学内サイトによる周知、呼びかけを行う。 ② 県内高校において、ポスターの掲示、校内放送による周知、呼びかけを行う。		
(5) 県の広報媒体等の利用 ① 各庁舎、県民利用施設等に懸垂幕、横断幕、ポスターを掲示する。 ② 県HP、SNS、広報紙、広報車等を活用し、投票を呼びかける。		

## 第2 市町選挙管理委員会に要請する事業

事業の種類と内容	実施時期	備考
1 市町の広報媒体等を活用した啓発 (1) 庁舎等に懸垂幕、横断幕、ポスターを掲示する。 (2) 市町HP、SNS、広報紙、広報車、防災無線等を活用し、投票を呼びかける。 (3) ポスター掲示場に投票日（投票期日及び期日前投票期間）を明記する。	7月3日(木) ～ 7月20日(日)	
2 親子連れ投票記念証の配布 ファミリー層の投票参加を促すため投票所において親子連れ記念証を配布する。	7月4日(金) ～ 7月20日(日)	

## 第3 その他の事業

事業の種類と内容	実施時期	備考
1 選挙をきれいにする国民運動栃木県本部の声明の発表 栃木県報道代表者会、栃木県明るい選挙推進協議会、栃木県市町村選挙管理委員会連合会、宇都宮地方検察庁、栃木県警察本部及び栃木県選挙管理委員会で構成する「選挙をきれいにする国民運動栃木県本部」の共同声明を県政記者クラブを通じて発表する。	6月16日(月)	
2 栃木県選挙管理委員会委員長談話の発表 公示日前に「県選挙管理委員会からのお願い」として委員長の談話を県政記者クラブを通じて発表する。	7月2日(水)	
3 栃木県明るい選挙推進協議会会長談話の発表 県明るい選挙推進協議会会長の談話を県政記者クラブを通じて発表する。	7月11日(金)	

### 注記

- 1 選挙期間後半の土日（7月12日、13日、19日）の期日前投票のニーズが高いと考えられるため、それらの日をターゲットに集中的に広報を行う。
- 2 各実施時期については、選挙期日に変更となった場合には、それに応じて変更するものとする。

総行選第 23 号  
令和 7 年 4 月 2 日

各 都 道 府 県 知 事  
各都道府県選挙管理委員会委員長  
各 指 定 都 市 市 長  
各指定都市選挙管理委員会委員長

） 殿

総 務 大 臣

公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）

今国会において成立をみた「公職選挙法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 19 号。以下「第 19 号改正法」という。）及び「公職選挙法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 20 号。以下「第 20 号改正法」という。）が本日公布され、第 19 号改正法については公布の日から起算して 1 月を経過した日（令和 7 年 5 月 2 日）から、第 20 号改正法については令和 8 年 1 月 1 日から施行されます。

第 19 号改正法による公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の改正は、最近における選挙運動用ポスターをめぐる状況に鑑み、選挙の適正な実施の確保に資するための措置を講ずることを目的として行われました。

第 20 号改正法による公職選挙法の改正は、令和 4 年 12 月と令和 5 年 4 月に行われた衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会の自由討議を基に、令和 5 年 6 月にとりまとめられた「選挙運動等のあり方に関する報告書」において、「公職選挙法等の改正に向けて、おおむね認識の一致が見られた項目」として挙げられたもののうち、選挙運動に関する規格の簡素化等を図るための措置を講ずることを目的として行われました。

貴職におかれましては、第 19 号改正法及び第 20 号改正法の内容を十分御理解いただくとともに、これらによる改正後の公職選挙法の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会委員長

に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、第 20 号改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）について所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

## 記

### 第 1 ポスターの品位保持等に関する事項

- 1 ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務の新設（第 19 号改正法による改正後の公職選挙法第 144 条の 4 の 2 関係）
  - (1) ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないものとされたこと。
  - (2) 公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないものとされたこと。
- 2 ポスター掲示場に掲示したポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設  
ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100 万円以下の罰金に処するものとされたこと。（第 19 号改正法による改正後の公職選挙法第 235 条の 3 第 2 項関係）

### 第 2 選挙運動に関する規格の簡素化等に関する事項

- 1 公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化  
公職の候補者が主として選挙運動のために使用することができる自動車の規格を、全ての選挙について、乗車定員 10 人以下で車両総重量 3.5 トン未満とするものとされたこと。（第 20 号改正法による改正後の公職選挙法第 141 条第 1 項及び第 6 項関係）
- 2 公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一  
公職の候補者が選挙運動のために使用するポスター（いわゆる「5号ポスター」）の規格を、全ての選挙について、個人演説会の告知の記載の有無にかかわらず、長さ 42cm、幅 40cm 以内とするものとされたこと。これに伴い、個人演説

会告知用ポスターを廃止するものとされたこと。（第 20 号改正法による改正後の公職選挙法第 143 条第 1 項及び第 13 項関係）

### 第 3 施行期日等に関する事項

#### 1 施行期日

- (1) 第 1 については、公布の日から起算して 1 月を経過した日から施行するものとされたこと。（第 19 号改正法附則第 1 項関係）
- (2) 第 2 については、令和 8 年 1 月 1 日から施行するものとされたこと。（第 20 号改正法附則第 1 条関係）

#### 2 適用区分

- (1) 第 1 の事項に係る規定は、第 19 号改正法の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、第 19 号改正法の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（第 19 号改正法附則第 2 項関係）
- (2) 第 2 の事項に係る規定は、第 20 号改正法の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、第 20 号改正法の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（第 20 号改正法附則第 2 条関係）

#### 3 検討

選挙に関するインターネット等の利用の状況、公職の候補者間の公平の確保の状況その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされたこと。（第 19 号改正法附則第 3 項関係）

以上

# 公職選挙法の一部を改正する法律要綱

## (ポスターの品位保持)

### 1 ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務の新設

- (1) ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないこと。
- (2) 公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないこと。

(第144条の4の2関係)

### 2 ポスター掲示場に掲示したポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設

- ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処すること。
- (第235条の3第2項関係)

### 3 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行すること。
- (2) この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によること。
- (3) 選挙に関するインターネット等の利用の状況、公職の候補者間の公平の確保の状況その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(附則関係)

## 公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四百四十四条の四の次に次の一条を加える。

（ポスター掲示場に掲示するポスターの記載）

第四百四十四条の四の二 第四百四十四条の二及び前条の掲示場に掲示する第四百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターには、その表面に、当該ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならない。

2 公職の候補者は、その責任を自覚し、第四百四十四条の二及び前条の掲示場に掲示する第四百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも当該掲示場に掲示される当該ポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならない。

第四百四十四条の五中「前条」を「第四百四十四条の四」に改める。

第六十八条第四項中「第百五十条の二」を「第四百四十四条の四の二第二項」に改める。

第二百三十五条の三の見出し中「又は選挙公報」を「選挙公報等」に改め、同条第二項中「政見放送」を「第四百四十四条の二若しくは第四百四十四条の四の掲示場に掲示した第四百四十三条第一項第四号の三若しくは第五号のポスターその他の文書図画、政見放送」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

### (適用区分)

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

### (検討)

3 選挙に関するインターネット等の利用の状況、公職の候補者間の公平の確保の状況その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方については、引き続き検討が加えられ、その結果に基

づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 理由

最近における選挙運動をめぐる状況に鑑み、選挙の適正な実施の確保に資するため、ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務を定めるとともに、ポスター掲示場に掲示したポスターにおいて営業宣伝をした者に対する罰則を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎公職選挙法の一部を改正する法律 新旧対照表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（任意制ポスター掲示場）            第百四十四条の四（略）</p> <p>（ポスター掲示場に掲示するポスターの記載）</p> <p>第百四十四条の四の二 第百四十四条の二及び前条の掲示場に掲示する第百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターには、その表面に、当該ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならない。</p> <p>2 公職の候補者は、その責任を自覚し、第百四十四条の二及び前条の掲示場に掲示する第百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも当該掲示場に掲示される当該ポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならない。</p> <p>（ポスター掲示場の設置についての協力）</p> <p>第百四十四条の五 第百四十四条の二及び第百四十四条の四の規定によりポスターの掲示場を設置する場合には、土地又は工</p>	<p>（任意制ポスター掲示場）            第百四十四条の四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（ポスター掲示場の設置についての協力）</p> <p>第百四十四条の五 第百四十四条の二及び前条の規定によりポスターの掲示場を設置する場合には、土地又は工作物の居住者、</p>

作物の居住者、管理者又は所有者は、ポスターの掲示場の設置に  
関し、事情の許す限り協力しなければならない。

(政見放送における品位の保持)

第百五十条の二 (略)

管理者又は所有者は、ポスターの掲示場の設置に関し、事情の許  
す限り協力しなければならない。

(政見放送における品位の保持)

第百五十条の二 公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出  
政党等及び参議院名簿届出政党等は、その責任を自覚し、前条第  
一項又は第三項に規定する放送(以下「政見放送」という。)をす  
るに当たっては、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉  
を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他  
営業に関する宣伝をする等いやしくも政見放送としての品位を損  
なう言動をしてはならない。

(掲載文の申請)

第百六十八条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の掲載文については、第百四十四条の四の二第二項の規  
定を準用する。

(政見放送、選挙公報等の不法利用罪)

第二百三十五条の三 (略)

2 第百四十四条の二若しくは第百四十四条の四の掲示場に掲示し

(掲載文の申請)

第百六十八条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の掲載文については、第百五十条の二の規定を準用する。

(政見放送又は選挙公報の不法利用罪)

第二百三十五条の三 (略)

2 政見放送又は選挙公報において特定の商品の広告その他営業に

た第四百四十三条第一項第四号の三若しくは第五号のポスターその他の文書図画、政見放送又は選挙公報において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、百万円以下の罰金に処する。

関する宣伝をした者は、百万円以下の罰金に処する。

# 公職選挙法の一部を改正する法律要綱

## (選挙運動に関する規格の簡素化)

### 1 公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化

公職の候補者が主として選挙運動のために使用することができる自動車の規格を、全ての選挙について、乗車定員10人以下で車両総重量3.5トン未満とすること。

(第141条第1項及び第6項関係)

### 2 公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一

公職の候補者が選挙運動のために使用するポスター（いわゆる「5号ポスター」）の規格を、全ての選挙について、個人演説会の告知の記載の有無にかかわらず、長さ42cm、幅40cm以内とすること。これに伴い、個人演説会告知用ポスターを廃止すること。

(第143条第1項及び第13項関係)

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

この法律は、令和8年1月1日から施行すること。

(附則第1条関係)

#### (2) 適用区分

この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によること。(附則第2条関係)

#### (3) その他

その他所要の規定を設けること。

## 公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四百四十一条第一項第一号中「（その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。以下この号及び次号において同じ。）」を削り、同条第六項中「町村の議会の議員又は長の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車に、町村の議会の議員又は長の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車に、町村の議会の議員又は長の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車又は小型貨物自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条の規定に基づき定められた小型自動車に該当する貨物自動車をいう。）」を「乗車定員十人以下で車両総重量（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十条第三号の車両総重量をいう。）三・五トン未満のもの」に改める。

第四百四十三条第一項第四号の三を削り、同条第三項中「第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号の規定により選挙運動のために使用する」を「第一項第五号の」に改め、同条第四項中「規定により選挙運動のために使用する」を削り、同条第五項中「規定により選挙事務所を表示するための文書図画」を「ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類」に改め、同条第六項中「第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号の規定により選挙運動のために使用する」を「第一項第五号の」に改め、

同条第七項中「規定により掲示することができる」を削り、「こえる」を「超える」に改め、同条第八項中「規定により掲示することができる」を削り、同条第十一項及び第十二項を削り、同条第十項中「第一項の規定により掲示することができる」を「第一項第一号、第二号及び第四号の」に改め、「それぞれ一箇とし、その大きさは」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第一項に規定する」を「第一項第一号の」に改め、「（同項第四号の三及び第五号のポスターを除く。）」、「（屋内の演説会場内において使用する同項第四号のポスター、立札及び看板の類を除く。）」及び「縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートル（同項第一号のポスター、立札及び看板の類にあつては）」を削り、「」を「超えては」を「を超えては」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

□ 第一項第二号及び第四号のポスター、立札及び看板の類（屋内の演説会場内において使用する同号のポスター、立札及び看板の類を除く。）は、縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートルを超えてはならない。

第四百四十三条第八項の次に次の一項を加える。

9 第一項第一号、第二号及び第四号のちようちんの類の数は、それぞれ一に限る。

第四百四十三条第十三項を次のように改める。

□ 第一項第五号のポスターは、長さ四十二センチメートル、幅四十センチメートル（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するもの及び衆議院比例代表選出議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては、長さ八十五センチメートル、幅六十センチメートル）を超えてはならない。

第四百四十三条第十四項中「、同項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合に限る。）」を削り、同条第十五項中「第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号」を「第一項第五号」に改める。

第四百四十四条第四項中「第四百四十三条第一項第五号」を「第一項第二号」に、「衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては当該」を「衆議院名簿届出政党等が届け出た衆議院名簿に係る」に、「掲示することができず、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙において候補者届出政党が使用するもの及び衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては長さ八十五センチメートル、幅六十センチメートル、それ以外のものにあつては長さ四十

二センチメートル、幅三十センチメートルを超えてはならない」を、「掲示することができない」に改める。

第四百四十四条の二第五項中「第四百四十三条第一項第四号の三及び第五号」を「第四百四十三条第一項第五号」に改め、「それぞれ」を削る。

第四百四十四条の四の二中「第四百四十三条第一項第四号の三及び第五号」を「第四百四十三条第一項第五号」に改める。

第二百一条の四第九項中「第四百四十三条第六項」の下に「及び第十三項」を加え、「第四項」を削り、「第九項」を「第十一項」に改める。

第二百三十五条の三第二項中「第四百四十三条第一項第四号の三若しくは第五号」を「第四百四十三条第一項第五号」に改める。

第二百五十二条の二第二項中「若しくは第九項若しくは第四百四十四条第四項」を、「第十一項若しくは第十三項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年一月一日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 理由

近年における選挙の実情に鑑み、公職の候補者の選挙運動用自動車規格制限の簡素化及び公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎公職選挙法の一部を改正する法律 新旧対照表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（自動車、船舶及び拡声機の使用）</p> <p>第四百十一条 次の各号に掲げる選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。以下同じ。）又は船舶及び拡声機（携帯用のものを含む。以下同じ。）は、公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。次条において同じ。）一人について当該各号に定めるもののほかは、使用することができない。ただし、拡声機については、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではない。</p> <p>一 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙 自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい（参議院合同選挙区選挙にあつては、自動車二台又は船舶二隻（両者を使用する場合は通じて二）及び拡声機二そろい）</p>	<p>（自動車、船舶及び拡声機の使用）</p> <p>第四百十一条 （略）</p> <p>一 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙 自動車（その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。以下この号及び次号において同じ。）一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい（参議院合同選挙区選挙にあつては、自動車二台又は船舶二隻（両者を</p>

二 (略)

25 (略)

6 第一項の自動車は、乗車定員十人以下で車両総重量(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四十条第三号の車両総重量をいう。)三・五トン未満のものに限るものとする。

7・8 (略)

(文書図画の掲示)

第四百四十三条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第一号、第二号、第四号、第四号の二及び第五号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの)のほかは、掲示することができない。

一 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

二 第四百四十一条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん

使用する場合は通じて二)及び拡声機二そろい)

二 (略)

25 (略)

6 第一項の自動車は、町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車に、町村の議会の議員又は長の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車又は小型貨物自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第三条の規定に基づき定められた小型自動車に該当する貨物自動車をいう。)に限るものとする。

7・8 (略)

(文書図画の掲示)

第四百四十三条 (略)

一 (略)

二 (略)

及び看板の類

三 公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が使用するたすき、胸章及び腕章の類

四 演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

四の二 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類

（削る）

五 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものに限る。）

2 選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類（前項第四号の二の映写等の類を除く。）を掲示する行為は、同項の禁止行為に

三（略）

四（略）

四の二（略）

四の三 個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の場合に限る。）

五（略）

2（略）

該当するものとみなす。

3 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙については、第一項第五号のポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）は、第四百四十四条の二第一項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

4 第四百四十四条の二第八項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙については、第一項第五号のポスターは、同条第八項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

5 第一項第一号のポスター、立札、ちようちん及び看板の類は、第二百二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示することができる。

6 第一項第五号のポスターは、第二百二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示しておくことができる。

3 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙については、第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）は、第四百四十四条の二第一項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

4 第四百四十四条の二第八項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙については、第一項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、同条第八項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

5 第一項第一号の規定により選挙事務所を表示するための文書図画は、第二百二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示することができる。

6 第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、第二百二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示しておくこ

7 第一項第一号のポスター、立札及び看板の類の数は、選挙事務所ごとに、通じて三を超えることができない。

8 第一項第四号のポスター、立札及び看板の類の数は、演説会場外に掲示するものについては、会場ごとに、通じて二を超えることができない。

9 第一項第一号、第二号及び第四号のちようちんの類の数は、それぞれに限る。

10 第一項第一号のポスター、立札及び看板の類は、縦三百五十七センチメートル、横百センチメートルを超えてはならない。

11 第一項第二号及び第四号のポスター、立札及び看板の類（屋内の演説会場内において使用する同号のポスター、立札及び看板の類を除く。）は、縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートルを超えてはならない。

12 第一項第一号、第二号及び第四号のちようちんの類は、高さ八十五センチメートル、直径四十五センチメートルを超えてはなら

とができる。

7 第一項第一号の規定により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、選挙事務所ごとに、通じて三をこえることができない。

8 第一項第四号の規定により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、演説会場外に掲示するものについては、会場ごとに、通じて二を超えることができない。

（新設）

9 第一項に規定するポスター（同項第四号の三及び第五号のポスターを除く。）、立札及び看板の類（屋内の演説会場内において使用する同項第四号のポスター、立札及び看板の類を除く。）は、縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートル（同項第一号のポスター、立札及び看板の類にあつては、縦三百五十七センチメートル、横百センチメートル）を超えてはならない。

（新設）

10 第一項の規定により掲示することができるちようちんの類は、それぞれ一箇とし、その大きさは、高さ八十五センチメートル、

ない。

(削る)

(削る)

13 第一項第五号のポスターは、長さ四十二センチメートル、幅四十センチメートル（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するもの及び衆議院比例代表選出議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては、長さ八十五センチメートル、幅六十センチメートル）を超えてはならない。

14 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第一号及び第二号の立札及び看板の類並びに同項第五号のポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第四百四十一条第七項ただし書の規定を準用する。

15 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の

直径四十五センチメートルを超えてはならない。

11 第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスターは、長さ四十二センチメートル、幅十センチメートルを超えてはならない。

12 前項のポスターは、第一項第五号のポスターと合わせて作成し、掲示することができる。

13 第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスターには、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。

14 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第一号及び第二号の立札及び看板の類、同項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合に限る。）並びに同項第五号のポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第四百四十一条第七項ただし書の規定を準用する。

15 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の

第一項第五号のポスターの作成について、無料とすることができ  
る。

16  
～  
19 (略)

(ポスターの数)

第四百四十四条 第四百三十三条第一項第五号のポスターは、次の区分  
による数を超えて掲示することができない。ただし、第一号のポ  
スターについては、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに千枚  
以内で掲示するほかは、掲示することができない。

一 (略)

二 衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出  
政党等が使用するものにあつては、その届け出た衆議院名簿に  
係る選挙区ごとに、五百枚に当該選挙区における当該衆議院名  
簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数を乗じて得た数

二の二～四 (略)

2・3 (略)

4 第一項第二号のポスターは、衆議院名簿届出政党等が届け出た  
衆議院名簿に係る選挙区ごとに中央選挙管理会に届け出た三種類  
以内のものを掲示するほかは、掲示することができない。

第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事の  
選挙の場合に限る。）及び同項第五号のポスターの作成について、  
無料とすることができる。

16  
～  
19 (略)

(ポスターの数)

第四百四十四条 (略)

2・3 (略)

4 第四百三十三条第一項第五号のポスターは、衆議院（比例代表選  
出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するもの  
にあつては当該選挙区ごとに中央選挙管理会に届け出た三種類以  
内のものを掲示するほかは掲示することができず、衆議院（小選挙

5 (略)

(ポスター掲示場)

第四百四十四条の二 (略)

2～4 (略)

5 公職の候補者は、第一項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定め、あらかじめ告示する日から第四百四十三条第一項第五号のポスター一枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。

6～10 (略)

(ポスター掲示場に掲示するポスターの記載)

区選出）議員の選挙において候補者届出政党が使用するもの及び衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては長さ八十五センチメートル、幅六十センチメートル、それ以外のものにあつては長さ四十二センチメートル、幅三十センチメートルを超えてはならない。

5 (略)

(ポスター掲示場)

第四百四十四条の二 (略)

2～4 (略)

5 公職の候補者は、第一項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定め、あらかじめ告示する日から第四百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターそれぞれ一枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。

6～10 (略)

(ポスター掲示場に掲示するポスターの記載)

第四百四十四条の四の二 第四百四十四条の二及び前条の掲示場に掲示する第四百四十三条第一項第五号のポスターには、その表面に、当該ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならない。

2 公職の候補者は、その責任を自覚し、第四百四十四条の二及び前条の掲示場に掲示する第四百四十三条第一項第五号のポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも当該掲示場に掲示される当該ポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならない。

(推薦団体の選挙運動の特例)

第二百一条の四 (略)

2～8 (略)

9 第四百四十三条第六項及び第十三項、第四百四十四条第二項前段及び第五項、第四百四十五条並びに第七十八条の二の規定は第六項第一号のポスターについて、第四百四十三条第八項及び第十一項並びに第四百四十三条の二の規定は第六項第二号のポスター、立札及び看板の類について準用する。この場合において、第四百四十四条第二項前段中「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会」とあるのは「参議院合

第四百四十四条の四の二 第四百四十四条の二及び前条の掲示場に掲示する第四百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターには、その表面に、当該ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならない。

2 公職の候補者は、その責任を自覚し、第四百四十四条の二及び前条の掲示場に掲示する第四百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも当該掲示場に掲示される当該ポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならない。

(推薦団体の選挙運動の特例)

第二百一条の四 (略)

2～8 (略)

9 第四百四十三条第六項、第四百四十四条第二項前段、第四項及び第五項、第四百四十五条並びに第七十八条の二の規定は第六項第一号のポスターについて、第四百四十三条第八項及び第九項並びに第四百四十三条の二の規定は第六項第二号のポスター、立札及び看板の類について準用する。この場合において、第四百四十四条第二項前段中「衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会」とあるのは「参議院合同選挙

同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」と、同条第五項後段中「、候補者届出政党」とあるのは、「第二百一条の四第二項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体」と、「当該候補者届出政党の名称を、衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては当該衆議院名簿届出政党等の名称及び前項のポスターである旨を表示する記号を、参議院名簿登載者が使用するものにあつては当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称を、」とあるのは「当該政党その他の政治団体の名称を」と、第四百四十五条第一項ただし書中「総務省令で定めるもの並びに第四百四十四条の二及び第四百四十四条の四の掲示場に掲示する場合」とあるのは「総務省令で定めるもの」と読み替えるものとする。

(政見放送、選挙公報等の不法利用罪)

第二百三十五条の三 (略)

2 第四百四十四条の二若しくは第四百四十四条の四の掲示場に掲示した第四百四十三条第一項第五号のポスターその他の文書図画、政見放送又は選挙公報において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、百万円以下の罰金に処する。

(推薦団体の選挙運動の規制違反)

区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」と、同条第五項後段中「、候補者届出政党」とあるのは、「第二百一条の四第二項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体」と、「当該候補者届出政党の名称を、衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては当該衆議院名簿届出政党等の名称及び前項のポスターである旨を表示する記号を、参議院名簿登載者が使用するものにあつては当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称を、」とあるのは「当該政党その他の政治団体の名称を」と、第四百四十五条第一項ただし書中「総務省令で定めるもの並びに第四百四十四条の二及び第四百四十四条の四の掲示場に掲示する場合」とあるのは「総務省令で定めるもの」と読み替えるものとする。

(政見放送、選挙公報等の不法利用罪)

第二百三十五条の三 (略)

2 第四百四十四条の二若しくは第四百四十四条の四の掲示場に掲示した第四百四十三条第一項第四号の三若しくは第五号のポスターその他の文書図画、政見放送又は選挙公報において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、百万円以下の罰金に処する。

(推薦団体の選挙運動の規制違反)

第二百五十二条の二 第二百一条の四第二項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体が、同条第一項若しくは第六項から第八項まで又は同条第九項において準用する第四百四十三条第八項、第十一項若しくは第十三項の規定に違反して選挙運動をしたときは、その政党その他の政治団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2  
(略)

第二百五十二条の二 第二百一条の四第二項の確認書の交付を受けた政党その他の政治団体が、同条第一項若しくは第六項から第八項まで又は同条第九項において準用する第四百四十三条第八項若しくは第九項若しくは第四百四十四条第四項の規定に違反して選挙運動をしたときは、その政党その他の政治団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2  
(略)

## 市町選挙の結果について

## ○ 長の選挙

市町名	選挙事由	選挙期日	当選人	党派	職業	投票率 (前回)	うち期日前 (前回)
佐野市	任期満了	4月13日	金子 裕	無所属	市長	49.02% (55.38%)	19.36% (14.70%)
さくら市	任期満了	4月13日	中村 卓資	無所属	無職	45.03% (47.66%)	17.95% (11.02%)
高根沢町	任期満了	4月13日	神林 秀治	無所属	種苗販売	42.97% (46.37%)	14.42% (11.79%)
足利市	任期満了	4月20日	早川 尚秀	無所属	足利市長	無投票 (48.40%)	— (10.98%)

※ さくら市長選挙における前回の投票率及び期日前投票率は、前回（令和3年4月11日執行）が無投票であったため、前々回（平成29年4月16日執行）の数値を記載

## ○ 議員の選挙

市町名	選挙事由	選挙期日	選挙すべき 者の数	候補者数	投票率 (前回)	うち期日前 (前回)
佐野市	任期満了	4月13日	24	28	48.99% (55.35%)	19.36% (14.69%)
高根沢町	補欠選挙	4月13日	2	2	—	—
足利市	補欠選挙	4月20日	1	2	16.92% (39.66%)	4.97% (10.59%)

※ 足利市議会議員補欠選挙における前回の投票率及び期日前投票率は、令和5年4月23日執行足利市議会議員選挙の数値を記載